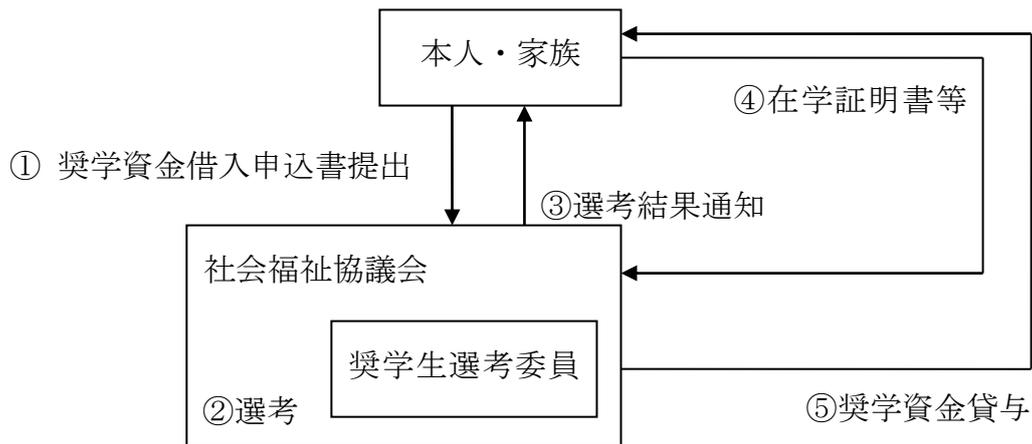


## 社会福祉法人邑南町社会福祉協議会奨学資金貸与事業のご案内

- 【目的】 町出身の学徒であって、経済的な理由により就学困難な者に対して社会福祉法人邑南町社会福祉協議会奨学資金貸与規程の定めるところにより学資を貸与する。
- 【資格】 奨学生となるものは町出身の学徒であって学資の支弁が困難なもので、他の資金からの借入を受けることが困難であると認められ者で、奨学生選考委員会において適当と認めた者。  
・町内に5年以上居住している者  
・両親又は両親にかかわる保護者が10年以上町内に居住している者  
・日本学生支援機構、島根県育英会、母子寡婦福祉資金貸付制度等の対象となる方は、原則として貸与できません
- 【対象】 高等学校  
高等専門学校  
短期大学  
大学（ただし大学院は対象としない）
- 【貸与額】 高等学校 月額 20,000円以内  
短期大学・大学 月額 50,000円以内
- 【申請手続き】 ①奨学資金借入申込書（※自署でご記入下さい）  
②両親又は両親にかかわる保護者の所得証明書  
③借入申込者及び連帯借入申込者の住民票  
④その他必要と認められる書類(合格通知書または在学証明書)  
奨学資金借入申込書には連帯借入申込者及び連帯保証人が連署しなければならない。連帯借入申込者は両親又は両親にかかわる保護者でなければならない(※連帯保証人は60歳未満で町内在住で独立の生計を営む者)
- 【奨学生の決定】 奨学生選考委員会において選考の上これを仮決定する。(2月下旬)  
在学証明書の提出をもって本決定する。
- 【貸与期間】 正規の最短修業年限とする。
- 【貸与方法】 年3回指定口座へ振り込み(4月・8月・12月)
- 【据置期間】 卒業後5ヶ月(5ヶ月後から償還開始)
- 【返還期間】 6年以内(6年以内であれば返還期間は設定できます。)
- 【返還額】 貸与総額(無利子)
- 【返還回数】 半年賦 年2回(3月、9月)  
(※手続き上、半年賦での返還をお願いしています。)

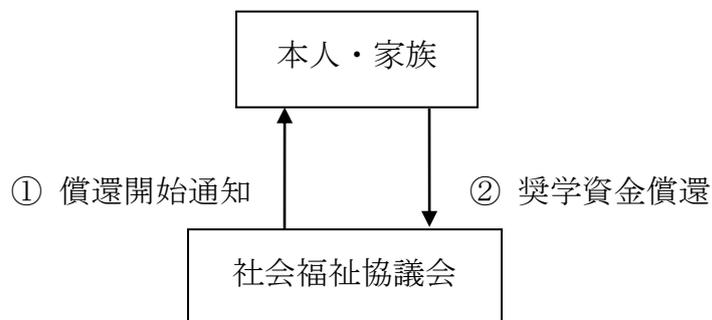
奨学資金に関する問い合わせ先  
邑南町社会福祉協議会【地域福祉課】 ☎ 84-0332

## 【申込みから貸与までの流れ】



- ・ 選考委員会の結果通知後に、奨学資金借用証書及び在学証明書等の書類を提出後、第1回目の奨学資金貸与を行います。
- ・ 継続の奨学生については、毎年4月に在学証明書を提出してもらい、在学していることを確認後、奨学資金を貸与します。

## 【償還方法について】



- ・ 据置期間は卒業後5ヶ月です。
- ・ 5ヶ月経過後の償還月から償還が始まります。
- ・ 償還開始については償還期限の1ヶ月前に文書で通知します。